

議案第63号

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、本町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにするため、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

(11) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

第9条第1項各号列記以外の部分中「情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条第1項中「目的の範囲を超えて利用」を「目的以外の目的のための自らの利用を」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項、第14条第3項及び第15条第4号中「代理人」の次に「（保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第24条に次の1項を加える。

4 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第26条第1項中「第6条及び第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集された」とを「次の各号いずれかに該当すると」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第6条及び第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集したとき。
- (2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき。
- (3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

第29条第1項中「第10条第1項及び第2項の規定に反して自己に係る個人情報の目的外利用等をしている（当該行為をしようとしている場合を含む。）」を「次の各号いずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第10条第1項及び第2項の規定に反して自己に係る個人情報の目的外利用等をしている（当該行為をしようとしている場合を含む。）とき。
- (2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又はしようとしているとき。
- (3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されている、又はしようとしているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は平成28年1月1日から、第24条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する規定の施行の日から施行する。